



発行 新潟県  
**第2号**  
 令和元年5月10日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 9 恩給給与規則により知事が定める期月の一部改正（総務事務センター）
- 10 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 11 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 12 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 13 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく新潟県基本計画の変更（産業立地課）
- 14 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 15 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 16 保安林の指定（治山課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会公告

- 令和元年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

労働委員会告示

- 1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局総務課）

正 誤

- 平成31年3月29日付け県報第25号告示第340号中（河川管理課）
- 平成31年3月29日付け県報第25号告示第341号中（河川管理課）
- 平成31年4月12日付け県報第29号告示第453号中（河川管理課）

告 示

◎新潟県告示第9号

恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第34条ノ4の規定により知事が定める期月（平成18年8月29日新潟県告示第1261号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第34条	恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第34条

ノ4の規定により知事が定める期月は、令和偶  
数年の9月とする。

ノ4の規定により知事が定める期月は、平成偶  
数年の9月とする。

### ◎新潟県告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 横田内科・消化器科医院	長岡市浦9913-1	平成31年4月1日
福住薬局	長岡市福住3丁目6番18号	平成31年4月1日
大手薬局中島店	長岡市中島7丁目1-32	平成31年3月1日
さんか歯科医院	上越市栄町1-3	平成31年4月1日
医療法人社団 ハート歯科クリニック	上越市西城町1-4-31	平成28年5月1日
タカダ南薬局	上越市上中田1071	平成31年4月12日
ひかり薬局	上越市板倉区針940番地1	平成31年4月1日
ウエルシア薬局上越今泉店	上越市今泉1310-2-1	平成31年4月1日
トモエ薬局 高田店	上越市とよば78	平成31年4月1日
トモエ薬局 春日野店	上越市春日野1-14-9	平成31年4月1日
おおまち薬局 二本木店	上越市中郷区藤沢1066番地1	平成31年4月1日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田1丁目20番30号	平成31年3月1日
メッツ有田薬局	上越市下源入585番地3号	平成31年4月1日
医療法人 すどう小児クリニック	新発田市豊町2-9-1	平成31年4月1日
医療法人社団 聡明会 関耳鼻科クリニック	新発田市住吉町4丁目20番2号	平成31年4月1日
クスリのアオキ新発田豊町薬局	新発田市豊町4丁目9番5号	平成31年4月1日
トリム薬局 新発田店	新発田市本町1丁目14-2	平成31年3月1日
トリム薬局 新発田西店	新発田市佐々木175番地	平成31年3月1日

ロイヤル歯科クリニック	加茂市駅前5-18	平成31年3月21日
千刈薬局	加茂市千刈1丁目50番21	平成31年3月1日
ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日町二丁目108番地	平成31年3月1日
いぐち耳鼻咽喉科	見附市柳橋町274の6	平成31年4月1日
つるがや歯科クリニック	見附市本所1丁目9番41号	平成31年4月1日
しんまち調剤薬局	村上市新町9-80	平成31年4月9日
アイン薬局 瀬波店	村上市瀬波中町12番24号	平成31年3月1日
トリム薬局 新井店	妙高市田町2丁目3番21号	平成31年3月1日
医療法人社団 いいはま歯科クリニック	五泉市村松甲2190-1	平成31年4月1日
羽茂病院	佐渡市羽茂本郷22番地	平成31年4月1日
田中歯科医院	佐渡市両津湊279	平成31年4月1日
酒井歯科医院	佐渡市羽茂本郷406番地1	平成31年4月1日
ゆのたに歯科	魚沼市井口新田547-12	平成29年4月1日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634-4	平成31年3月1日
小野耳鼻科医院	胎内市大川町15番10号	平成31年4月1日
トリム薬局 湯沢店	南魚沼郡湯沢町神立25-6	平成31年3月1日

## ◎新潟県告示第11号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20番18号	平成31年3月31日
メッツ県央薬局	三条市須頃2丁目101番2	平成31年3月31日
トリム薬局 新発田店	新発田市本町1-14-2	平成31年2月28日

トリム薬局 新発田西店	新発田市佐々木175番地	平成31年2月28日
千刈薬局	加茂市千刈1丁目50番21	平成31年2月28日
トリム薬局 新井店	妙高市田町2丁目3番21号	平成31年2月28日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26番27号	平成31年3月31日
トリム薬局 湯沢店	南魚沼郡湯沢町神立25-6	平成31年2月28日

### ◎新潟県告示第12号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、小千谷市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

#### 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月12日(水)	午前10時から正午まで	小千谷市片貝総合センター	小千谷市全域
6月13日(木)	午後1時から3時30分まで	小千谷市総合体育館	
6月14日(金)			
6月17日(月)			
6月18日(火)			
6月19日(水)			
6月20日(木)			
6月21日から令和2年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、令和2年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

#### 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

### ◎新潟県告示第13号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項に規定する農村地域工業等導入基本計画を平成31年4月25日付けで変更したので、同条第6項の規定に基づき、その基本計画を新潟県産業労働部産業立地課において縦覧に供することにより公表する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

### ◎新潟県告示第14号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	4者	土沢942番6ほか88筆 8.4ha
新発田市	43者	菅谷大師子谷内1429番ほか708筆 79.1ha
阿賀野市	18者	野田家浦554番1ほか140筆 16.8ha
胎内市	12者	小出道端227番ほか102筆 24.5ha
聖籠町	19者	諏訪山苔沼2230番3ほか105筆 10.5ha
新潟市	70者	北区太田2193番ほか939筆 85.2ha
五泉市	6者	丸田婦毛640番1ほか367筆 31.4ha
三条市	11者	井栗道田丙932番3ほか483筆 43.0ha
長岡市	2者	乙吉町中田322番ほか20筆 2.4ha
出雲崎町	1者	大寺別当719番ほか5筆 0.3ha
魚沼市	12者	虫野大地田1045番1ほか72筆 6.5ha
十日町市	5者	馬場甲844番1ほか35筆 4.4ha
柏崎市	49者	上方岡ケ596番ほか786筆 54.0ha
上越市	44者	長者町天神286番ほか645筆 95.4ha
妙高市	3者	西菅沼新田1083番ほか29筆 7.3ha
糸魚川市	4者	中川原新田3538番ほか21筆 1.6ha
佐渡市	21者	城腰小沢179番1ほか170筆 23.7ha
合計	324者	4,732筆 494.6ha

## 2 申請年月日

平成31年4月23日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第15号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事長 今井 長 司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品 位 等 検 査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	丹山 実	新潟県新潟市三ツ樹98	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1514008				
	近 徹也	新潟県岩船郡関川村蛇喰575	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1515014				
	松田 俊行	新潟県村上市岩船三日市0-6	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1516019				
	山際 達也	新潟県新潟市江南区天野1-19-28	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1516034				
	岡田 充弘	新潟県妙高市大字菅沼52-1	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1516073				
	志賀 健一	新潟県南魚沼市雲洞765の2	もみ、玄米、大豆	K1517045				
	竹之内 勲	新潟県糸魚川市平牛1302	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1518001				
	田邊 輝雄	新潟県新潟市西蒲区漆山2818番地	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1519034				
	鈴木 清司	新潟県村上市中原1761	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1519038				
	池田 森一	新潟県新潟市西蒲区大原445	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1520001				
	竹之内 泰次	新潟県燕市長所6061番地5	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1521004				
	豊永 芳博	新潟県新潟市西蒲区打越甲2554番地	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1521005				
	中村 健志	新潟県新潟市真野原867	もみ、玄米、大麦、大豆	K1522004				
	小林 康一	新潟県上越市三和区島倉704	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1522035				
	須田 達也	新潟県新潟市江南区曾川甲177番地	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1524015				
	稲垣 駿太郎	新潟県胎内市下高田1003-1	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1524021				
川端 麻里	新潟県新潟市東区新町4-2-11 ストークハイツ202	もみ、玄米	K1525005					
備 考	略称『新潟県検査協会』 令和元年5月10日 16名の登録抹消。1名の氏名変更。検査員合計709名。							

◎新潟県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県上越市大島区仁上字カジヤシキ3379の3、3381の1、3381の2、3383の5、3396、6565、6566
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

予算の公表について（公告）

平成31年3月29日専決処分をした平成30年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

平成30年度新潟県一般会計補正予算

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,210,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,177,492,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県税		千円 257,766,000	千円 2,748,000	千円 260,514,000
	第1項 県民税	69,984,000	388,000	70,373,000
	第2項 事業税	59,651,000	1,176,000	60,827,000
	第3項 地方消費税	57,710,000	1,400,000	59,110,000
	第4項 不動産取得税	4,480,000	201,000	4,681,000
	第5項 県たばこ税	2,331,000	△ 1,000	2,330,000
	第6項 ゴルフ場利用税	528,000	9,000	537,000
	第7項 自動車取得税	3,805,000	△ 46,000	3,759,000
	第8項 軽油引取税	24,059,000	△ 388,000	23,671,000
	第9項 自動車税	31,804,000	4,000	31,808,000
	第11項 狩猟税	12,000	1,000	13,000
	第13項 産業廃棄物税	144,000	3,000	147,000
第2款 地方消費税清算金		85,645,000	3,218	85,648,218
	第1項 地方消費税清算金	85,645,000	3,218	85,648,218



第3款 地方譲与税		40,881,000		1,567,538	42,448,538
第1項 地方法人特別譲与税		36,489,189		1,426,006	37,915,195
第2項 地方揮発油譲与税		4,153,507		142,366	4,295,873
第3項 石油ガス譲与税		235,487	△	1,051	234,436
第4項 航空機燃料譲与税		2,817		217	3,034
第5款 地方交付税		243,682,878		414,399	244,097,277
	第1項 地方交付税	243,682,878		414,399	244,097,277
第6款 交通安全対策特別交付金		410,000		4,731	414,731
	第1項 交通安全対策特別交付金	410,000		4,731	414,731
第7款 分担金及び負担金		7,657,487	△	245,299	7,412,188
	第1項 分担金	2,440,241	△	60,262	2,379,979
	第2項 負担金	5,217,246	△	185,037	5,032,209
第8款 使用料及び手数料		14,963,137	△	97,903	14,865,234
	第1項 使用料	11,382,332	△	97,630	11,284,702
	第2項 手数料	3,580,805	△	273	3,580,532
第9款 国庫支出金		161,648,874	△	15,709,476	145,939,398

	第 1 項 国庫負担金	28,238,189	△	343,574	27,894,615
	第 2 項 国庫補助金	131,754,621	△	15,365,145	116,389,476
	第 3 項 委託金	1,656,064	△	757	1,655,307
第 1 0 款 財産収入		2,047,215	△	27,912	2,019,303
	第 1 項 財産運用収入	627,683	△	1,606	626,077
	第 2 項 財産売却収入	1,419,532	△	26,306	1,393,226
第 1 1 款 寄附金		507,660		2,778	510,438
	第 1 項 寄附金	507,660		2,778	510,438
第 1 2 款 繰入金		31,402,590	△	108,637	31,293,953
	第 1 項 特別会計繰入金	2,154,953		18,535	2,173,488
	第 2 項 基金繰入金	29,247,637	△	127,172	29,120,465
第 1 3 款 諸収入		98,302,776	△	38,123,472	60,179,304
	第 1 項 延滞金加算金及び過料等	213,953	△	2,000	211,953
	第 4 項 貸付金収入	70,063,431	△	37,998,234	32,065,197
	第 5 項 受託事業収入	4,975,345	△	15,612	4,959,733
	第 6 項 収益事業収入	3,208,406	△	147,756	3,060,650

	第8項雑入	5,493,908	40,130	5,534,038
第14款 県債		290,032,000	△ 12,638,000	277,394,000
	第1項 県債	290,032,000	△ 12,638,000	277,394,000
歳入	合 計	1,239,702,811	△ 62,210,035	1,177,492,776

2 歳 出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第2款	総務費		30,110,996	6,762,092	36,873,088
		第1項 政策費	4,049,526	△ 52,079	3,997,447
		第2項 総務管理費	15,552,524	6,820,726	22,373,250
		第4項 徴税費	7,189,982	△ 6,555	7,183,427
第3款	県民生活・環境費		9,251,088	△ 166,646	9,084,442
		第1項 県民生活管理費	3,916,264	△ 113,901	3,802,363
		第2項 防災費	3,470,141	△ 52,745	3,417,396
第4款	福祉保健費		162,249,120	△ 774,870	161,474,250
		第1項 福祉保健費	22,849,816	△ 56,145	22,793,671
		第4項 医師・看護職員確保対策費	1,654,878	△ 4,000	1,650,878
		第5項 高齢福祉保健費	38,743,931	△ 1,408	38,742,523
		第6項 健康対策費	5,537,518	△ 377,837	5,159,681
		第7項 生活衛生費	2,995,112	△ 21,390	2,973,722
		第8項 障害福祉費	20,987,361	△ 314,090	20,673,271

第6款 産業費			86,137,072	△	38,404,495	47,732,577
第1項 産業政策費			68,637,728	△	38,404,495	30,233,233
第7款 農林水産業費			100,668,347	△	9,692,916	91,065,431
第2項 地域農政推進費			8,476,734	△	3,627,224	4,849,510
第3項 農産園芸費			1,382,633	△	67,197	1,315,436
第7項 水産業費			4,030,542	△	496,939	3,533,603
第8項 林業費			14,434,141	△	2,478,186	11,955,955
第10項 農地基盤整備費			55,590,242	△	2,804,561	52,785,681
第11項 農地計画費			2,011,807	△	128,809	1,883,098
第8款 土木費			179,592,337	△	13,703,147	165,889,190
第1項 土木管理費			11,883,426	△	20,000	11,863,426
第2項 道路橋りょう費			79,377,598	△	4,111,874	75,265,724
第3項 河川海岸費			36,047,086	△	459,670	35,587,416
第4項 砂防費			18,114,067	△	5,284,503	12,829,564
第5項 都市計画費			6,503,373	△	106,674	6,396,699
第9項 港湾費			11,421,736	△	3,581,971	7,839,765
第10項 空港費			1,013,195	△	138,455	874,741

第 9 款 警 察 費					52,145,019	△	94,017	52,051,002
	第 1 項 警察管理費				48,063,201	△	76,624	47,986,577
	第 2 項 警察行政費				4,081,818	△	17,393	4,064,425
第 10 款 教 育 費					179,626,005	△	455,061	179,170,944
	第 1 項 教育総務費				9,097,455	△	1,873	9,095,582
	第 2 項 小中学校費				88,675,912	△	224,593	88,451,319
	第 3 項 高等学校費				49,968,656	△	101,862	49,866,794
	第 4 項 特別支援学校費				17,862,564	△	136,267	17,726,297
	第 7 項 保健体育費				405,922	△	466	405,456
第 11 款 災 害 復 旧 費					13,182,856	△	5,350,847	7,832,009
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費				3,865,889	△	1,895,794	1,970,095
	第 2 項 土木施設災害復旧費				9,310,653	△	3,454,574	5,856,079
	第 3 項 教育施設災害復旧費				6,314	△	479	5,835
第 12 款 県 債 費					293,283,081	△	12,744	293,270,337
	第 1 項 県 債 費				293,283,081	△	12,744	293,270,337
第 13 款 諸 支 出 金					129,348,990	△	187,384	129,161,606

	第2項 雑支出	2,613,900	△	132,253	2,481,647
	第3項 地方消費税清算金	56,458,486	△	35	56,458,461
	第4項 利子割交付金	480,420	△	29,204	451,216
	第5項 配当割交付金	905,850	△	4,511	901,339
	第6項 株式会社等譲渡所得割交付金	697,950	△	648	697,302
	第9項 地方消費税交付金	43,346,770	△	63	43,346,707
	第11項 自動車取得税交付金	2,740,082	△	264	2,739,818
	第12項 軽油引取税交付金	5,561,886	△	20,306	5,541,580
第14款 予備費		300,000	△	220,000	80,000
	第1項 予備費	300,000	△	220,000	80,000
歳出	合計	1,239,702,811	△	62,210,035	1,177,492,776

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率
道路	事業費	13,891,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	12,536,000		
河川	事業費	15,725,000									
海岸	事業費	1,006,000									
砂防	事業費	8,359,000									
公園	事業費	822,000									
港湾	事業費	5,586,000									
空港	事業費	418,000									
漁港	事業費	773,000									
林道	事業費	675,000									
治山	事業費	3,595,000									
農地	事業費	13,922,000									



災害復旧事業費	4,345,000				2,593,000
学校教育施設等整備事業費	2,311,000				2,177,000
社会福祉施設整備事業費	405,000				333,000
地域活性化事業費	1,301,000				1,297,000
防災対策事業費	1,942,000				1,933,000
地方道路等整備事業費	21,589,000				20,858,000
合併特例事業費	3,803,000				3,817,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	237,000				137,000
河川等整備事業費	1,611,000				1,615,000
随時高等学校改築等事業費	1,305,000				1,255,000
警察施設整備事業費	1,040,000				1,033,000
交通安全施設整備事業費	561,000				533,000
本庁舎改修事業費	147,000				142,000
県民会館改修事業費	1,000				0

地域機関改修事業費	810,000				744,000		
地域プロジェクト事業費	79,000				75,000		
国立・国定公 施設整備事業費	18,000				19,000		
漁業調査船建造事業費	36,000				35,000		
公共施設等除却費	446,000				422,000		
行政改革推進債	9,113,000				9,777,000		
退職手当債	2,843,000				2,417,000		
減収補てん債	2,968,000				1,541,000		
合計	290,032,000				277,394,000		

## 平成30年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,338千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第1款	災害救助事業収入		678,822	△ 80,338	598,484
		第1項 国庫支出金	90,695	△ 21,205	69,490
		第3項 寄附金	600	△ 500	100
		第4項 繰入金	335,346	△ 45,021	290,325
		第5項 諸収入	24,726	△ 506	25,232
		第6項 県債	9,733	△ 9,733	
		第7項 分担金及び負担金	158,813	△ 4,385	154,428
歳	入	合 計	678,822	△ 80,338	598,484

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第 1 款	災害救助事業費		千円 674,322	千円 △ 75,838	千円 598,484
		第 1 項 災害救助費	378,067	△ 85,747	292,320
		第 2 項 基金積立金	100,545	△ 8,626	91,919
		第 4 項 繰出金	141,834	△ 18,535	160,469
第 2 款	予備費		4,500	△ 4,500	
		第 1 項 予備費	4,500	△ 4,500	
歳 出	合 計		678,822	△ 80,338	598,484

起債の目的		補			正			後		
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法	利率	償還の方法		
災害援護事業 貸付金費	9,733	普通貸借	無利子	災害甲斐金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	千円					
	千円									

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県産業廃棄物実態調査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務名

新潟県産業廃棄物実態調査業務

## (2) 委託業務の仕様等

新潟県産業廃棄物実態調査業務委託に係る仕様書及び契約条項（以下「仕様書等」という。）による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

## (3) 委託期間

契約日から令和2年2月28日（金）

## (4) 業務実施場所

仕様書による。

## (5) 入札方法

入札説明書による。

## 2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5161

Eメール：ngt030170@pref.niigata.lg.jp

## 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(5) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 直近5ヶ年において、都道府県から「産業廃棄物排出・処理実態調査指針（改訂）」（平成22年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に準拠した調査方法に基づく同種同規模調査を2回以上受託し履行した実績を有すること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

## 5 入札日時及び場所

(1) 日時 令和元年5月29日（水） 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

## 6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

#### 7 契約保証金

自己の見積もった契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

#### 8 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 柏崎ショッピングストリート グリーン・グリーン（区画A）

所在地 柏崎市東柳田36番地 外

設置者 有限会社 明友

#### 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に関する届出

公告日 平成30年11月30日

#### 3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

#### 4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

#### 5 縦覧期間

令和元年5月10日から令和元年6月10日まで

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 柏崎ショッピングストリート グリーン・グリーン（区画B）

所在地 柏崎市東柳田30番地 外

設置者 有限会社 明友

#### 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日 平成30年11月30日

#### 3 意見の概要



- (1) 柏崎市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和元年5月10日から令和元年6月10日まで

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 CoCoLo長岡  
所在地 長岡市城内町一丁目611番1号  
設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出  
公告日 平成30年12月11日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和元年5月10日から令和元年6月10日まで

#### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、平成31年1月から3月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタル乳房X線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年5月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
デジタル乳房X線撮影装置 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和元年12月27日(金)
  - (4) 納入場所  
新潟県立中央病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2323
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 応札仕様書の提出期限  
令和元年6月12日(水)午後5時00分
- 4 入開札の日時及び場所
- 令和元年6月19日(水)午前10時30分  
新潟県立中央病院講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否  
要
  - (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Mammography systems [1]set

## (2) bid submission:

10 : 30A.M. June 19, 2019

## (3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

\*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2323

## 人事委員会公告

## 令和元年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

令和元年5月10日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	56人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
一般行政（病院）	3人程度	病院局の本庁又は県立病院等で、病院経営の企画立案、予算・経理・庶務等の病院事務や、医療施策の企画立案等の業務に従事します。
警察行政	4人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	14人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	33人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
総合土木（新方式）	※うち新方式 10人程度	
林業	8人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
農業	12人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。

水産	3人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、水産業施策の企画立案や普及指導、漁船・漁場の許認可、試験研究等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
環境	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	6人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	5人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
管理栄養士(行政)	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関等で、保健行政や健康づくり施策の企画立案等の業務に従事します。
薬剤師(行政)	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。
少年警察補導員	1人程度	警察本部又は警察署で、少年相談、街頭補導等、少年の非行防止や健全育成の業務に従事します。
科学捜査(電気)	1人程度	警察本部科学捜査研究所で、火災の原因究明及び機械事故等の犯罪捜査に関する鑑定や研究等の業務に従事します。
交通工学	1人程度	警察本部交通規制課で、道路交通の安全と円滑化を図るための企画立案、交通安全施設の整備・管理等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

イ 平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人(新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。)

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和2年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)を履修して卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業見込みの人(教養課程のみの心理学履修者は除く。)
保健師	保健師の免許取得者又は令和2年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
管理栄養士(行政)	管理栄養士の免許取得者又は令和2年に行われる管理栄養士国家試験により免許取得見込みの人
薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は令和2年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人(ただし、保健師、管理栄養士(行政)は日本の国籍を有しない人も受験可能)

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

ア 一般方式試験(総合土木(新方式)以外)

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験(択一式)により行くとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験(択一式)に

より行う。

イ 総合土木（新方式）のみ

専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和元年6月23日(日)	一般方式試験（総合土木（新方式）以外） 午前9時から午前9時30分まで	新潟会場 新潟大学五十嵐キャンパス総合教育研究棟 （新潟市西区五十嵐2の町8050番地）
	総合土木（新方式）のみ 午後0時30分から午後0時45分まで	東京会場 法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎 （東京都千代田区富士見2丁目17の1）

(3) 発表

令和元年7月3日(水)午後1時(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

ア 一般方式試験（総合土木（新方式）以外）

論文試験、面接試験（集団討論面接及び個別面接）及び適性検査を行う。

イ 総合土木（新方式）のみ

プレゼンテーションシート（自己PRシート）作成、面接試験（集団討論及びプレゼンテーションを含む個別面接）及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
面接試験以外	7月11日(木)又は7月12日(金)(予定) のうち第1次試験合格通知で指定する日	新潟県庁(予定) （新潟市中央区新光町4番地1）
面接試験	7月19日(金)から8月9日(金)まで(予定) のうち第1次試験合格通知で指定する日	

(3) 発表

令和元年8月中旬(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	一般方式 試験※	新方式 試験※	基準
第1次試験	教養試験	100点		それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	専門試験	100点	100点	
第2次試験	面接試験	130点	130点	50点以上
	論文試験	20点		11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は原則として令和2年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和元年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、190,008円（地域手当を含む。）である。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) から電子申請で申し込むこと。（申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、5月20日（月）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和元年5月10日（金）から5月30日（木）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、5月30日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成31年4月18日次のとおり認定した。

なお、平成28年新潟県労働委員会告示第2号は廃止する。

令和元年5月10日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

勤務箇所	役職名
本庁	局長 次長 参与 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病院	院長 参与 副院長 循環器病センター長 がん予防総合センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 内視鏡センター長 薬剤部長（中央病院、精神医療センター、吉田病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院に限る。） 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	学校長 教頭 事務長

## 正 誤

平成31年3月29日付け新潟県告示第340号（廃川敷地等の発生）中

ページ	行	誤	正
26	28	659.56平方メートル	17,205.56平方メートル

平成31年3月29日付け新潟県告示第341号（廃川敷地等の発生）中

ページ	行	誤	正
26	43	441.67平方メートル	19,273.53平方メートル

平成31年4月12日付け新潟県告示第453号（廃川敷地等の発生）中

ページ	行	誤	正
10	44	186.22平方メートル	3,914.73平方メートル